

墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第38号

墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例（昭和40年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例

第1条中「女子」を「者」に、「者」を「もの」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「配偶者のない者」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。

第3条中「ことの」を「ことが」に、「女子」を「者」に改め、「の各号」を削り、「備えている者」を「備えているもの」に改める。

第5条中「の定める」を「で定める」に改める。

第6条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「いつわり」を「偽り」に改める。

第10条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。